

～「賃下げの悪循環」をまねく公務員賃下げは断じて認められない～ 景気回復にむけた賃上げを求める要求署名

内閣総理大臣 殿

民主・自民・公明の三党提出の議員立法で昨年2月に成立した「給与臨時特例法」によって、今年度末まで国家公務員の平均7.8%の賃下げが実施されています。さらに政府は、国と地方の公務員総人件費2兆円削減の達成へ、地方公務員・教職員に対しても、地方交付税などの予算削減によって、国家公務員の賃下げに準じた給与削減措置を各地方自治体に押し付けようとしています。

国・地方の公務員賃金引き下げは民間賃金を引き下げることとなり、消費の低迷で地域経済を冷え込ませ、安倍内閣みずからがめざす「デフレ脱却」にも逆行するものにほかなりません。

また、憲法で保障された労働基本権を踏みにじて成立を強行した「給与臨時特例法」は、明確に憲法違反の法律であり、それを地方にも拡大させることは認められるものではありません。地方自治への介入という点からも、安倍自公政権による賃下げの押し付けは断じて許せません。

労働者の賃金改善が国政上の重要課題となっているもとの、私たちは、正規・非正規、公務・民間のすべての労働者の賃上げを求めるとともに、「賃下げの悪循環」をまねく政府による公務員賃金引き下げには断固反対します。このような立場から、以下の要求の実現を求めます。

記

- 1、地方自治体に対する賃下げ押し付けをただちに撤回すること。
- 2、労働基本権を踏みにじて成立した憲法違反の「給与臨時特例法」を廃止すること。
- 3、地方交付税や義務教育費国庫負担金の削減をおこなわないこと。
- 4、すべての労働者の賃上げにむけて、政府として全力をあげる。最低賃金を全国一律で時給 1,000 円以上に引き上げること。

名 前	住所（もしくは職場名）

※この署名は他の目的には使用しません

取扱い団体 公務労組連絡会

〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4 全労連会館4階 Tel.03-5842-5639 FAX03-5842-5640